一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和2年4月1日~令和7年3月31日までの 5年間
- 2. 内容

目標1:育児休業等の制度利用の促進を図る。

<対策>

- 育児休業等に関する諸制度について、分かりやすい案内ガイドをメール等により周知 する。
- 育児休業等の該当者となる社員に制度について、きめ細かな説明を行ない取得を促す。

目標2:総労働時間縮減に向けた取り組みを継続的に実施する。

<対策>

- 所定外労働時間削減のため、メール等によりノー残業デーの周知、徹底を図るなど定時退社を促進する。
- 年次有給休暇の取得しやすい環境を整えるため、社内会議等を通じて年次有給休暇の取得促進を図る。

一般事業主行動計画

「女性の職業生活における活躍の促進に関する法律」に基づき、当社における女性の活躍の状況把握、課題分析を行った結果、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日~令和9年3月31日までの 5年間

2. 内容

女性活躍推進に向けた数値目標について:女性社員の割合を20%以上に引き上げる

<対策>令和4年4月1日から順次導入・実施する

【女性活躍推進に向けた行動計画の施策について】

- 採用者に占める女性の割合を積極的に増やし、女性社員の人材確保に努める
- ◆ 女性社員のいる上司や同僚に対して女性社員の活躍に係る研修等を実施していく。
- 女性社員が管理職を積極的に目指すようになる様なキャリア研修プログラムを導入し、
 本プログラムを継続的に実施していく
- 女性社員が働きやすい職場環境の整備や計画的なキャリア形成支援の実施していく